

提出日： 年 月 日

建築基準法にかかる道路相談票

地名地番	区		
区 域	<input type="checkbox"/> 市街化区域	用途地域	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域		近商・商業・準工・工業・工専・指定無し
防火指定	防火・準防火・指定無し	容 積 率	% 建ぺい率 %
相 談 者	住所		
	電話番号 - -		
	会社名 担当者氏名		
相談理由	<input type="checkbox"/> 確認申請のため (申請時期:)	現在の判定	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項に規定する道路
	<input type="checkbox"/> 物件調査のため		<input type="checkbox"/> 法第42条第2項に規定する道路
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 法第43条第2項空地
			<input type="checkbox"/> 未判定
			<input type="checkbox"/> 否道路

○提出部数 1部

○添付資料 添付した資料の左の枠にチェックしてください。
各資料には相談場所を明示できるものは明示してください。

- 位置図
- iマップー(指定道路図)
- 現況図(□現況測量図)
- 市道認定路線図(道路局道路調査課)
- 道路台帳平面図(道路局道路調査課)
- 道路台帳区域線図(道路局道路調査課)
- 道水路等境界明示図・復元図(各区土木事務所)
- 公図
- 建築計画概要書
- 現場写真(時期:)
- その他判定の参考となる資料

(位置指定図面、開発登録簿、道路・宅地の土地登記簿謄本、地積測量図(土地求積図)、家屋登記簿謄本、台帳記載証明書等)

※
受
付
欄

受 付 者	
道 路 台 帳	P

※受付欄には記入しないでください

判定には通常2～3週間かかります。個別の道路の状況により、時間がかかるケースがあります。結果については電話で回答します。また、結果について来庁される場合には、担当者が在室しているか電話で確認の上、お越しく下さい。

横浜市 建築局 建築指導課
電話番号:045-671-4531